

番 号：180340

国 名：北米・中南米地域

担当部署：社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ第二チーム

案件名：持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティクス開発マスタープラン策定支援プロジェクト詳細計画策定調査（環境社会配慮）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：環境社会配慮
- (2) 格 付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年11月中旬から2019年1月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.5 M/M、現地 0.93 M/M、合計 1.43 M/M
- (3) 業務日数：準備期間 8日、現地業務期間 28日、整理期間 2日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月24日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)  
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年11月7日(水)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	環境社会配慮に係る各種業務
対象国/類似地域	中米6カ国 (グアテマラ、ホンジュラス、エル

	サルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ) ／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱病

## 6. 業務の背景

中米地域においては、これまで域内関税撤廃、動植物検疫の統一化、物流ロジスティックスのマルチモーダル化構想などの様々な取り組みが、世銀、米州開発銀行、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（以下、ECLAC という。）等の国際機関や米国、スペイン等の二国間援助を通じて実施されてきた。他方、こうした努力にもかかわらず、中米域内における貿易振興の現状、物流ロジスティックスの改善は十分とは言い難く、域内物流のコストが他地域に比べ著しく高いこと（中米地域 US \$ 0.17/ km、米国・ブラジル: US\$0.0035/ km、ケニア：US \$ 0.04 /キロ）、地域貿易のほとんどは陸路となること、国境税関行政の非効率性、貧弱かつ老朽化した物流インフラ（道路、橋梁、港湾、空港等）など、高い物流コストと輸送のモードを中心に課題が多い。

特に、経済統合の大きな障害となっている税関、動植物検疫における手続きの調和・統一化、インフラ整備に加え、長年の各ドナーによる各種の調査や研究等の成果が有効活用されておらず、また従来の道路依存型から短距離海運への代替が検討されているが進捗は芳しくない。低迷する域内経済の成長発展のためには、物流インフラ整備の検討、関税撤廃や自由貿易の実現とともに、物流コストの低下、生産性の向上と国際競争力の強化が急務となっている。

上記問題解決のため、既存の回廊計画、港湾開発計画、及び各国の物流関連計画が策定されているが、各計画間の整合性が取れておらず、地域統合的、セクター横断的な計画及び戦略は策定されていない。そのため各国実施機関同士の合意形成が取れず、中米地域として連携の取れた事業実施が行えていない。地域全体の戦略性を高めるためには、産業政策の方針を踏まえた地域全体の貿易活性化に資する計画の策定及び、計画実施のための組織体制構築及び人材育成が必要である。

このような背景のもと、中米経済一般条約常設事務局（SIECA）及び中米運輸交通大臣審議会（COMITRAN）から、中米地域全体を対象とする中長期的物流ロジスティックス・マスタープランの策定支援、及びその実施に必要な地域組織体制の強化や関連人材能力の強化を目的とした協力の要請があった。

本業務は上記プロジェクトの詳細計画策定調査の内、環境社会配慮にかかる調査を行うものであり、調査対象地域は中米6カ国（グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ）全土とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力プロジェクトの仕組み及び手続き、並びにJICA環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）の内容を十分に把握の上、他の業務従事者やJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。具体的担当事項は次のとおり。

- (1) 国内準備期間（2018年11月中旬）
  - ①要請背景・内容を（要請書・関連報告書等（「中米地域物流・ロジスティックスにかかる報収集・確認調査」報告書含む）の資料・情報の収集・分析）把握する。

- ② 担当分野に係る関連既存資料・情報や我が国を含むドナーの協力実績をレビューする。
- ③ 担当分野に係る調査項目の整理と、調査工程・手法の検討を行い、対処方針（案）、説明資料（案）と関係機関（C/P機関等）に対する質問票（和文、英文）を作成する。
- ④ 詳細計画策定調査報告書（案）の目次構成を検討する。
- ⑤ JICA職員が作成するR/D（案）、M/M（案）に対して担当分野の観点からコメントする。
- ⑥ 対処方針会議等の事前打合せに参加する。

(2) 現地派遣期間（2018年11月下旬～2018年12月下旬）

- ① JICAグアテマラ事務所、ホンジュラス事務所、エルサルバドル事務所、ニカラグア事務所、コスタリカ支所、パナマ事務所、及び各国日本大使館との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。
- ② グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ側等の関係機関等との協議及び現地調査に参加する。
- ③ グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ各国の関係機関等との協議及び現地踏査、担当分野に係る情報・資料収集を通じ、担当分野（環境社会配慮）に係る現状把握と課題の整理に加え、各対象国の特殊性（データ入手上や調査可能地域等の制約や各国内における現地リソースによる調査実施時の制約等）の把握を行い、本プロジェクトに向けた提言を行う。具体的には以下のとおり。なお、これ以外にも調査すべき項目がある場合にはプロポーザルにて提案すること。また、「中米地域物流・ロジスティクスにかかる報収集・確認調査」報告書を踏まえること。
  - ア) 当該地域の社会経済概況、自然状況、貧困状況、少数民族、外国人移民
  - イ) 中米6カ国における環境影響評価（EIA）、住民移転にかかる組織・制度・法律など（戦略的環境アセスメント（SEA）、初期環境評価（IEE）、EIA等の実施体制、法制度、環境基準、住民移転手続き、ステークホルダー協議の概要等）
  - ウ) 中米6カ国における環境社会配慮の現状（各種環境手続きの実施状況、住民移転などの実施方法等）
  - エ) 景観・伝統文化保全に関する政策・組織・制度・法律・基準等
  - オ) 貧困者・弱者支援に関する政策・組織・制度・法律・基準等
  - カ) 少数民族・外国人移民に関する政策・組織・制度・法律・基準等
  - キ) 中米6カ国国土の自然条件データ（気温、降水量等）
  - ク) 中米6カ国国内の災害発生状況（地震、水害等）
  - ケ) 中米6カ国国土計画における防災上の課題、政策・組織等
  - コ) 環境社会配慮、住民移転の手続き及び制度運用状況（工程、所要期間、費用負担、ステークホルダー協議の実施状況等）
  - サ) スクリーニングに必要な情報（ベースラインデータ）
  - シ) カテゴリ分類に基づく予備的なスコーピング（案）
  - ス) 中米6カ国の環境問題及び今後の国土開発によって生じる可能性のある環境・社会問題及び留意事項
  - セ) 中米6カ国内の担当分野にかかる類似案件実績
  - ソ) 上記データ含む関連情報の具体的な収集方法、関連データ入手上の制約
  - タ) 担当分野における本プロジェクトでの再委託の調達事情、再委託先の方法の検討、想定される業務内容を検討、再委託業務のTOR案を作成する。その際、学生や関連機関職員による協力可否、現地企業調達事情等の把握等の確認を行う。
- ④ 中米6カ国の関係機関にJICA環境社会配慮ガイドラインの内容を説明し、理解を得る。
- ⑤ 前工程までの調査結果を踏まえ、担当分野における本プロジェクトの内容を検討する。想定される具体的な検討項目は以下のとおり。
  - (ア) 予備的スコーピングの実施及びプロジェクトにおける環境社会配慮調査内容、TOR作成

- (イ) SEAの実施手段（ステークホルダーの設定、シナリオの検討方法、プロセス等、伝統文化保全に関する施策も含む）
  - (ウ) プロジェクトの実施における環境社会配慮上の留意事項（自然環境や住民移転等に留まらず、伝統文化保全、貧困削減、ジェンダー、社会的弱者といった視点からも検討すること）
  - (エ) プロジェクトの実施における自然条件上の留意事項（防災含む）
  - ⑥ JICA職員が作成するM/M案、R/D案に対して担当分野の観点からコメントする。
  - ⑦ 担当分野に係る議事録・面談録、及び資料収集リストを作成する。また、調査全体の資料収集リストの取りまとめに協力する。
  - ⑧ 担当分野に係る現地調査結果をJICAグアテマラ事務所、ホンジュラス事務所、エルサルバドル事務所、ニカラグア事務所、コスタリカ支所、パナマ事務所及び、最後に在グアテマラのC/P機関（SIECA）等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2018年12月下旬～2019年1月下旬）
- ① 収集資料の整理・分析、収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめ、現地調査結果の整理を行う。
  - ② 事業事前評価表（案）作成に協力する。
  - ③ 帰国報告会、国内打合せに出席するとともに担当分野に係る調査結果を報告する。
  - ④ 担当分野に関する本格調査への提言（実施手法、規模、留意点等）を含む詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。
  - ⑤ 情報公開用の環境社会配慮調査結果（英文）（案）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）及び情報公開用の環境社会配慮調査結果（英文）（案）。いずれも電子データにより提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
  - 航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
  - 航空経路は、日本⇒メキシコシティ⇒グアテマラを起点とし、各国間の移動は計6回分、片道60,000円で計上して下さい。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

### ① 現地業務日程

- ・ 現地業務期間は11月19日～12月16日を予定。
- ・ 本業務従事者は（②に記載のオ）の調査団員と共に現地調査を行う。
- ・ JICAの調査団員（②に記載のア）、イ）、ウ）、オ）の調査団員）の現地調査は、11月15、16日に各国公共事業省大臣とキックオフミーティング、2019年1月下旬に各国公共事業省大臣とR/D協議を別途行う予定です。

### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 運輸交通計画（JICA）

- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 環境社会配慮 (本業務従事者)
- オ) 通訳 (日-西)

### ③便宜供与内容

JICAグアテマラ事務所、ホンジュラス事務所、エルサルバドル事務所、ニカラグア事務所、コスタリカ支所、パナマ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上  
あり (英-西)
- オ) 現地日程のアレンジ  
中米6カ国 (グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ) 政府機関とのアポイント取り付けをJICAが支援します。
- カ) 執務スペースの提供  
なし

## (2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループより配布します。入手を希望する方は、代表アドレス (eigge@jica.go.jp) 宛に、案件名を明示してメールをお送りください。
  - ・要請書
- ②本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで確認が可能です。
  - ・JICA「中米地域 物流・ロジスティックスにかかる情報収集・確認調査」(2017)  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030788.html>
- ③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtml@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
  - イ) 提供依頼メール:
    - ・タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
    - ・本文: 以下の同意文を含めてください。  
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②本案件は、JICAの環境社会配慮カテゴリBとなっています。
- ③戦略的環境アセスメント (SEA) の業務経験を有することが望ましい。
- ④現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAグアテマラ事務所、ホンジュラス事務所、エルサルバドル事務所、ニカラグア事務所、コスタリカ支所、パナマ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業

務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ⑤本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑥本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上